

## 資料 2

国際的動向を踏まえたオープン  
サイエンスの推進に関する検討会（第2回）  
平成30年2月23日（金）

# 研究機関の公的資金による研究データの管理・利活用ポリシー策定に関する コアガイドライン（案）

2018.2.20

## 1 本コアガイドラインの目的

ICT の発展によって科学研究やその産業利用に新しい展開が生まれており、研究論文に加えて研究データの利活用に注目が集まっている。我が国の研究力の向上やイノベーションの創出のためには、重要な知的資源である公的資金による研究成果（論文、データ等）を、当該機関のビジョン、ミッション等を踏まえた、オープン・クローズについての考え方、方針に基づき適切に管理し、国益の確保も意識しながら国際的対応をする必要がある。このことは、第5期科学技術基本計画のオープンサイエンスの基本的な方針に基づくものであり、また、基本コンセプトである **Society 5.0** の実現に向けて、産業や行政のデータとも連携して日本の知識基盤を形成し、科学と社会を変容させながらイノベーションのインフラを構築するものである。このため、まずはオープンサイエンス推進の意義や基本的な方針等についての認識を研究機関内外の関係者で再確認するとともに、公的資金による研究成果の管理方針の策定の推進、研究成果の利活用のための基盤整備等により、産業利用を含む研究成果の効果的な活用を図る必要がある。本ガイドラインは、公的資金による研究データの管理と利活用ポリシー策定に関する基本骨格を示すものである。

## 2 研究データ管理・利活用ポリシー策定の要点と要素

### 2.1. 研究データ管理・利活用ポリシー策定の要点とその背景

- ・ポリシーの作成は、科学技術の発展のみならず、産業と文化振興のために幅広いデータ利活用促進を目指すものである。また、研究データ作成機関や作成者が産官学の関係者や社会から認められ、あるいは、守られるために作成する。
- ・研究データの特性や機関全体の方針に沿って、非公開、制限共有、制限公開、（非制限）公開等の使い分けによる戦略を持った上で作成する。
- ・国家安全保障等に係るデータ、商業目的で収集されたデータなどは公開適用対象外とする。また、データへのアクセスやデータの利用には、個人のプライバシー保護、財産的価値のある成果物の保護の観点から制限事項を設ける。
- ・ポリシー作成に合わせて、データの特性や機関のミッションに従い、機関として保存・共有・公開する対象となる研究データの定義や範囲を、研究プロジェクトごと等しかるべき単位において決定（「アセットデータ」（※ 2.2.2 で後述）の決定）し、保存管理するための基盤整備を行う。
- ・膨大な研究データの利活用を ICT の発展とともに促進するために、研究データ、および、関連するアイテム（研究者、研究機関、等）の識別子導入を進め、研究データの

所在と関連情報が明確になってデータ利活用に関する貢献が見えるようにすると共に、研究データ利活用に関する分析や評価にも使えるようにする。

・識別子の導入と共に、「アセットデータ」は、機械可読(Machine Readable)であることを前提に、さらに出来る限り相互通用性をもって(Interoperable)利活用を推進することが望ましい。この相互通用性に関しては、研究者間の利用に加えて、今後国が開発を進める Society 5.0 分野間データ連携基盤（仮称）やエビデンスシステム（仮称）との連携など、産業や社会、行政にも広く研究データが活用されるように配慮する。

・ポリシー作成に合わせて、研究者を中心とした関係者のデータリテラシーの向上と研究データの管理と利活用に関する業務の重要性を認識し、その評価と人材育成に努める。

## 2.2. ポリシーに含まれる要素と論点

### 1. その機関におけるポリシー策定の目的について

・当該研究機関のビジョン、ミッション等を踏まえ、ポリシーを策定した背景と研究データ利活用の目的について、上記の要点を踏まえた上で記述する。

### 2. 研究データの定義、範囲と所在と制限事項について（「アセットデータ」の決定）

・研究機関のミッションに従い、機関が管理する研究データの定義とその定義に基づく研究データの範囲を研究データ所在の確認と共に特定する。（以下この研究データを「アセットデータ」とする。）

・アセットデータを決定する際は、国家安全保障等に係るデータ、商業目的で収集されたデータなどは公開適用対象外とする。また、データへのアクセスやデータの利用には、個人のプライバシー保護、財産的価値のある成果物の保護の観点から制限事項を設ける。

### 3. アセットデータの保管・管理・運用・保護について

・アセットデータの特性に応じたデータの保管、運用方針と機関としての取組について記述する。

・研究プロジェクトごとに設置することを想定した研究実施段階でデータをマネジメントする体制について記述する。原則このデータマネジメント体制において、アセットデータを決定する。

（以下必要に応じて）

・アセットデータを保護する（不要な流出を避ける）運用方針について記述する。

・アセットデータを登載する研究データ基盤（研究データリポジトリ、プラットフォーム等）の指定について記述する。

・永続性がある程度担保された運用体制と、利活用の促進について記述する。

4. アセットデータの相互通用性・機械可読性と識別子の付与について
  - ・アセットデータが可能な限り機械可読であることを前提に、可能な限り相互通用性を高め、利活用を促進するメタデータ付与についてその方針を記述する。研究データの特성에応じた標準フォーマットあるいはデファクトスタンダードのフォーマットがあれば、それに合わせる。
5. アセットデータの帰属と知的財産の取り扱いについて
  - ・アセットデータの帰属と知的財産の取り扱いについて、その方針を当該研究機関の戦略に応じて記述する。
  - ・免責事項についても記述する。
6. アセットデータの公開、非公開と猶予期間ならびに引用について
  - ・アセットデータの公開について、戦略に応じて適切な公開のタイミングを見計らった上で、猶予期間の設定と、公開、ならびに利用料の徴収を含むデータ提供を行う方針を示す。
  - ・公開データの利用にあたっては引用を求め、引用の仕方について記述する。
7. アセットデータの保管期間と処分・譲渡について
  - ・アセットデータの保管期間と、保管期間後の取扱（継続公開、処分、譲渡）に関する方針について記述する。